

古代ローマにおける incestum について

吉 原 達 也

はじめに 問題の所在

バハオーフェンは『母権制⁽¹⁾』のなかで「自然法」(ius naturale, Naturrecht) という用語を頻繁に使用する⁽²⁾。この用語は、大きく分けてつぎに三つの意味で使われている。かりにこれを識別のためにつぎのような形容詞をつけて、一アプロディテ（ウェヌス）的乱婚制的自然法、二 デメテル（ケレス）的婚姻的自然法、三 思弁的自然法と区別することにしたい。バハオーフェンの用語は同じ表現を持ちながら、それがさまざまな観点から照射される。自然法という言葉にしても同じことがいえる。自然法という観念を便宜的にここでは発展段階的に捉えておくことにしよう。バハオーフェンが人類の家族の歴史を乱婚制（娼婦制 Hetärismus）から母権制を経て父権制へと発展段階的に捉えて見せたことはよく知られている。それぞれの段階にそれに対応する自然法がある。アプロディテ（ウェヌス）は、バハ

オーフェンによれば、乱婚制的段階を表象する女神である。そしてその段階の法のあり方も自然法と呼ぶのである。バハオーフェンは、人間が始原において採集と狩猟によつてひたすら感覚的な快楽だけを求める生活を営んでいたと考へる。こうした状態が乱婚的 (hetärisch) とバハオーフェンによつて呼ばれるものであり、その形象は泥土に繁茂した植性である。始原において女性を含めていつさいのものが共同である、つまり「所有権は存在しない」。この段階の法が「最初の自然法」、動物と人間に共通の「素朴な自然法」であるとされる。⁽³⁾『母権制』冒頭のリュキアの章は、ヘロドトス『歴史』の読解から始まることはよく知られる。⁽⁴⁾そこから数多くの文献資料を駆使して初期の自然法状態を描き出していく。同章第六節で、母権制が婚姻とそのきわめて厳格な貞潔と結びついている点に注目し、ローマの家族法の問題に言及し、その後、第七節に至り、バハオーフェンは、ローマ帝政期の詩人オウイディウス『変身物語』を引き合いに出して、インセスト・タブーの問題に言及している。詩人は父親キニユラスに対する娘ミュルラの打ち勝ちがたい愛情を歌い上げる。

だつて自然の情は、／このような愛を非としているとはおもわれないので。ほかの獸たちは、けへだてなしに交わつている。自分の父親を背中に乗せることも、／雌牛にとつて恥ともおもわれないし、雄馬は自分の娘を妻にする。／雄山羊は、みずから生んだ雌山羊たちの群れにはいつて行くし、／鳥も、自分の父親の子をみごもるのだ。／そんなことがゆるされているものたちこそ、しあわせだ！／だのに、人間のおつせかいが、意地悪い法を定め、自然が許していることを／嫉妬深い捷が拒否している。でも、人種によつては、／母親が息子と、娘が父親と一緒にになり、／二重の愛によつていつそう情が深まるとか。

（一〇・三二一以下、中村善也訳『変身物語』下・岩波文庫・一九八一年による、改行省略）

バハオーフェンは、法は女性的自然原理との関係では自然法則という性格しかもちえない。このことはどのようない意味をもつかは自然法と市民法＝実定法との対立から明らかになろう。その決定的な違いは実定的な市民法が素朴な

動物的物質的生活の法則に敵対しこれを排除する点である。人間のより高次の定めによれば、実定法は多くの点で物質的な生活法則を打破し、その支配を奪い取る。その例証が父親キニユラスに対する打ち勝ち難い愛情に捉えられたミュルラである。物質的自然法によればこうした結婚は許されるが、市民法には違背する。インセスト・タブーは実定法上のものであり、素朴な物質的生活の法則に無縁である。自然法の支配は特定のきわめて重要な人間生活の領域で市民法によつて排除される。そこに自然法から市民法への進歩が示されている。そのようにバハオーフェンは人間の法観念の変化を捉えている。⁽⁶⁾

本稿では、「母権制」それ 자체の分析を離れ、その一つのテーマであるインセスト・タブーの問題が古代ローマにおいてどのように意識されたかという点について考えてみたい。こうした関心は、わが国では一九七〇年代、従来の法制史的研究をふまえながら、ローマの家族の実態を具体的に描き出そうとする試みとして、弓削達氏らによるローマの日常生活史からのアプローチをあげることができる。そこではユウェナリスらの諷刺詩人などを素材にしながら、古い家族制度の解体に伴う家族的紐帶の弛緩、「解放された」妻や子供、母親の地位の向上、横行する離婚、乱れた性道徳のありようが生き生きと描き出された。⁽⁷⁾ 本村凌一氏は、「ローマ帝国における「性」と家族」という論稿の中で、ローマ帝政初期・中期に生きる人びとの心性あるいは感性を社会生活の深層構造として探究する姿勢が自覚されるべきであり、この立場から、社会生活の最も基本的な単位をなす家族をめぐつて、性関係を基軸としてそのあり方を捉え直すことを試みられた。姦通 adulterium、淫行 stuprumといった言葉の意味変化に注目され、その背景として、「結婚」に基づく家族という生活形態が、帝政期を通じて徐々に普及し、下層市民はいうまでもなく、兵士や奴隸にまで広く浸透している形跡がうかがえることを指摘された。

筆者は、先に、姦通処罰に関するユリウス法に関する註解が収録された『学説彙纂』第四八巻第五章について若干の検討を試みたことがある。⁽⁹⁾ 本稿ではこれを手がかりに、古代ローマにおける性にまつわるさまざまな罪の類型を個別に検討したいと考えている。共和政期には、性倫理の違反はしばしば公法廷「民会裁判」の審理の対象であった。⁽¹⁰⁾ アウグストゥスによる姦通処罰法が、婚姻外の性関係を初めて通常犯罪に組み入れて以後、adulterium は、stuprum とともに、性的犯罪に関する法発展の焦点となつた。さらに、売春に関する犯罪として、売春の帮助 lenocinium と売春それ自体について、その他の性に関する犯罪として、同性愛、誘拐及び強姦の問題も検討の対象に加えたいと考えている。自由身分の男性や少年との同性愛は共和政期には禁じられていたとされるが、ギリシアの影響を通じて少なくとも奴隸や男娼との同性愛は許容されていたようである。本稿は、法学文献の中で、法学者たちがこのような性に関わる問題をどのように考えていたかの検討を通じて、古代ローマにおける性をめぐる意識の変化を法学の世界の中にいかに反映されているか、その一端を明らかにすることにしたいと考えるものである。こうした対象を検討するにあたつて、以上に掲げたように検討すべき課題は多く、将来に委ねることとしている。差し当たり、本稿では、古代ローマにおけるインセスト incestum の問題について限定して若干の考察を行うことから始めたい。

一・インセスト incestum⁽¹²⁾

まず、incestum に関する語彙について、主に Charlton T. Lewis, Charles Short, *A Latin Dictionary* 及び『オッカスフオード・ラテン語辞典』第一版⁽¹³⁾によりながら、代表的な用例を概観しておきたい。

形容詞の一般的用法：cum verborum contumeliis optimum virum incesto ore lacerasset 「汚い口から出でくぬ罵りの言葉で、

やの立派な人を罵倒し」、Cic. *Phil.* 11, 2, 5: saepe Diespiter Neglectus incesto addidit integrum 「無視された神ユピテルはまま善人を悪人の仲間に加えたり。」 Hor. *C.* 3, 2, 30: catervae Incestarum avium 「(遺体を啄む)汚らわしい鳥たちの群れ」 Stat. *Th.* 9, 27: profana illic omnia, quae apud nos sacra: rursum concessa apud illos, quae apud nos incesta 「我々のといひの聖なるアゲハは彼の〔バタヤ人〕にふれて瀕死的であり、我々のいひのincesta たるのは彼のいひの詐られぬ」 Tac. *H. 5, 4*: an triste bidental Moverit incestus 「此むくお落雷の地を不敬にか汚したかいか」 Hor. *A. P.* 472.

形容詞形 *incestus* せ、ノの もへに、「不敬な」の もへに宗教的なニユアンスから「汚る」「汚れた」世俗的な意味合にあや広範に及んでくる。がうかがえる。*incestus* せ *integer* つまり「けがれのなこ」「高潔な」 sacer 「清められた」「罪別された」と対照され、善と惡、神聖と不敬の もへな対応関係が一般的なかたちで觀念されてくる。 もへ一つの意味合には、不貞な、節操のない、淫らな、不淨など表現で用いられる、ある種の道徳的ないし倫理的な もへの ものの関係で觀念される層を見出されが可以。

Ilion Fatalis incestusque judex ... vertit In pulverem 「節操のない裁き手や異国の女はイリオンを灰燼に帰した」 Hor. *C.* 3, 19C 「節操のない裁き手」 せくわ、トドナ、アロウル マテの「女神をあぐる審判におけるトロイアの王子パレスのいじめ 結果として異国の中々の関係がトロイアの滅亡をもたらした。「節操なき王」 Plin. *Pan.* 52, 3: 「不純な愛」 Hor. *C.* 3, 6, 23: 「不倫な恋情」 Tac. *A.* 12, 4: 「不倫な結婚」 nuptiae, id. ib. 11, 25 fin.; 「近親相姦たぬ結婚」 Suet. *Claud.* 26: 「不倫な夜」 Plin. *Pan.* 63, 7: 「汚らねこ口葉」 Ov. *Tr.* 2, 503: pellicere aliquem incesto sermone 「いかがねこ口葉でかの者を口説く」 Liv. 8, 28, 3: incestus manus intra terminos sacratos inferre 「汚れた手を聖なる神域の中くともだらしたと謂われる」 id. 45, 5, 7: corruptor et idem incestus, 「不敬なる誘惑者」 Juv. 4, 9. など。

これらは限られた範囲ではあるが、形容詞形の *incestus* がもへに男女の性的な関係と結びつけられて觀念されて

この用例がつかがえぬ。した用例から、名詞としての incestum は、不貞、不身持、淫奔、みだらな、下卑た、猥褻な用意を意味する用法が生まれてゐる。しかし宗教法違反として、近親相姦の觀念が登場する。

incestum pontifices supremo supplicio sanciunto 「近親相姦は、高級聖職者さうれを最高刑をもつて罰すべし」 Cic. Leg. 2, 9, 22: concubuit cum viro ... fecit igitur incestum 「男は同衾せり、やむれば不倫を犯せり」 id. Inv. 1, 40, 73. committere, Quint. 4, 2, 88; Dig. 23, 2, 39: ex incesto, quod Augustus cum Julia filia admississet 「アウグストゥスが娘のユリアと犯した近親相姦めり〔実の母が生めた女誇った〕」 Suet. Calig. 23; cf.: incesti cum sorore reus, 「姉妹との近親相姦のかいぢ」 id. Ner. 5: cum filia commissum 「娘の近親相姦を犯した」 Quint. 5, 10, 19: incesto liberatus, Cic. Pis. 39, 95: incesti damnata 「近親相姦の廉で有罪な女」 Quint. 7, 8, 3: 「この名がこの場所に付されたのは不貞に由来す」 ab incesto id ei loco nomen factum, Liv. 8, 15, 8: incesti poena ... in viro in insulam deportatio est 「incestum の罰は、...男子に於ては島地への重流刑である」 Paul. Sent. 2, 26, 15. — In plur.: stupra ... et adulteria, incesta denique, たゞえ不義、姦通、密通、そして近親相姦といつたすべて厳しく非難されねども恥辱を除外したのである Cic. Tusc. 4, 35, 75: super sororum incesta妹たちとの不倫な関係を別とし Suet. Calig. 36: Vestalium virginum, 「ウヌスマタ巫女たちのやつだの行跡」 id. Dom. 8.

以上に挙げた用例は、キケロ、リウィウス、スエトニウス、タキトウス、クインティリアヌス、ホラティウス、ユウェナリスらであり、時代的に共和政末から帝政期にかけてと時代的には限られてくる。またそれそれが語られた文脈、法廷弁論であつたり、歴史叙述であつたり、詩としてであつたり、また法廷弁論の訓練のための題材であつたり、実際にはより精密にその内容を検討しなければならないのであるが、トルドは incestum にかかる語義の範囲を確認するに留める用意を許されたい。

古代ローマでは incestum は父祖の慣習のみならず伝統的なモラルに反する罪とされていた。 incestum は、神法

fas の領域に由来する概念であり、そこでは宗教的規範に反する不貞行為を意味する、とされる。⁽¹⁵⁾ この宗教的インセストの一つの事案が、ウエスタ巫女による貞潔宣誓違反であり、これは宗教的違背行為として神官団の管轄に属し、伝承ではさまざまに死刑犯罪として言及されている。⁽¹⁶⁾ ウエスタ巫女に対する刑罰は、まず鞭打ちが行われたあと、生き埋めによつて行われるが、これは神に仕える巫女への直接的な殺害は *nefas* とされたからである、とされる。この神官による刑罰権行使について、古くは、モムゼンらに代表されるように、ウエスタ巫女に対する大神官 *pontifex maximus* の家長権 *patria potestas* に由来するとみなされ、これによれば、ウエスタ巫女が共同体の娘であり、まさにそのようなものとして大神官の家権力に服したと考えられた。⁽¹⁷⁾ その後、ヨルダンによつて、家長権行使というよりはむしろ夫権の行使の結果であるという学説が提示された。大神官が神の代理人でありマヌス *manus* に対応する権力の保持者としてウエスタ巫女のインセストの際に家長権というよりはむしろ夫権の行使であるとする説が有力に唱えられた。その根拠としては、巫女服とローマ婦人の婚礼衣装との同一性からそれゆえ神との婚姻の締結のための象徴とみなされること、さらに神官の刑罰権が姦夫にも拡張され、民会で鞭打ちされたという事実とも符合することが指摘される。

fas に属しながら、その他の面では不分明な *incestum* の概念は、しだいに世俗法の領域へと移され、その中で特定化され、近親相姦を詳細に画すことになる。古くは血族間の性的関係は、婚姻の形であれ單なる同衾という形をところとも、神法秩序に反し、それゆえここでも神官団が禁止への従属を管理しなければならなかつた。⁽¹⁹⁾ しかし血族として問題になるのは、法によつて六親等までのものが親族として考慮された。⁽²⁰⁾

広範な婚姻制限に対する反動はすでに比較的に早くから起つていたことを示す初期の記録としては、リウイウス

第一〇〇巻要略⁽²¹⁾がある。これによれば、前一世紀末、P・クロエリウス Cloelius について伝えるものであり、彼ははじめて父祖たちの慣習に抗して七親等の親族者を妻に迎えた。たしかにクロエリウスはそれゆえに死刑裁判に巻き込まれたが、最終的には無罪となつた、と伝えられる。爾来四親等間の関係が許される。共和政期には、インセスト⁽²²⁾が姻戚関係の場合にも問題となるかどうかは必ずしも確定的なことではない。おそらくキケロ『クルエンティウス弁護』五、六に照らし見れば否定されるとするのが一般的である。そこでは義理の母と以前の義理の息子との婚姻というきわめてスキヤンダラスな事件が取り上げられているが、必ずしも法的には禁止されていないことがうかがえる。

一、学説彙纂の中の incestum

そこで次に、ローマ法学者が incestum の問題をどのように捉えていたのであらうか。アウグストゥスによる姦通処罰に関するユリウス法 Lex Iulia de adulteriis においても、本来期待されるような incestum に関して、詳細な規定も罰もなかつた。根本的に、トマホーク commune crimen につれて、法律の特別規定は一般的に提供されていない。これは、incestum 自体が同時に adulterium の要件と重なり合つてこたからであると考えられる。⁽²³⁾

ユヌスティニアヌス『学説彙纂』第一〇〇巻第一章は婚姻の儀式についてと題される。同章の中で、incestum に関する次のような法学者パウルスの見解が伝えられる。

D.23.2.39.1, Paul 6 ad Plaut.: Si quis ex his, quas moribus prohibemur uxores ducere, duxerit, incestum dicitur committere. 「汝」ある者が習俗による妻に娶るゝを禁じられる女たちの中共に妻を娶つた場合にば、その者は incestum をなしたふと思われる。」⁽²⁴⁾

「れにモルヒ、通俗上妻として娶るゝを禁じられた者たちごつ範疇があり、その範疇に属する者を妻とするいふせ incestum であるやれ。

パウルスは別の箇所で、奴隸身分から解放されて自由身分になつた場合の問題を取り上げてゐる。

D.23.2.14.2, Paul 35 *ad ed.*: Serviles quoque cognationes in hoc iure observandae sunt. Igitur suam matrem manumissus non ducet uxorem: tantundem iuris est et in sorore et sororis filia. Idem e contrario dicendum est, ut pater filiam non possit ducere, si ex servitute manumissi sint, etsi dubitetur patrem eum esse. Unde nec volgo quaesitam filiam pater naturalis potest uxorem ducere, quoniam in contrahendis matrimoniiis naturale ius et pudor inspiciendus est: contra pudorem est autem filiam uxorem suam ducere. 「奴隸の血族関係も」の法におけるて考慮 やれぬべきであれ (Serviles quoque cognationes in hoc iure obeservandae sunt)。したがつて解放自由人は「」の母を 妻に娶るゝをやめなさい。姉妹並びに姉妹の娘におけるて同様の「」を法にかなう。反対に、父と娘は、彼らが 奴隸身分から解放された場合には、たとえその者が父である「」が疑われようとも、父親が娘を娶る「」はやめ なこゝに虹われるべきである。されゆえ、実の父が結婚状態から儲けた娘を娶る「」があつてはならないな。 婚姻の締結にあたつては自然法と貞潔が遵守されなければならぬからである。娘を自分の妻に娶る「」は慎み に反する「」である。」

「れにモルヒ、モルヒ、incestum せ、法律 leges せでなく、通俗 mores に基くのやれ。それは自然法に関わ

り、市民法上の能力を有さない奴隸の血縁関係にもあてはある。それゆえ解放自由人の場合、実際に血縁関係が疑わしい場合でも、「婚姻の締結にあたつて自然法と貞潔が遵守されなければならないので」、婚姻上の娘にあたる女性と結婚するにはできない、とされた。⁽²⁵⁾

incestum に対する厳しい宗教的な嫌悪は、キリスト教普及以前のローマ異教の文献に存在しないとされる。⁽²⁶⁾ incestum はたしかに道徳に反するとしても、しかし殺人ほどの嫌悪を生まなかつた。incestum はアウグストゥスの姦通处罚に関するユリウス法自体には明示的に規制されていたか否かについては争いがある。incestum に觸及する法文は例えば次のようなものがある。

D.48.5.8 (7.1), Papinian 2 *de adulteriis*: Incesti commune crimen adversus duos simul intentari potest. 「incestum についての共同告訴は同時に二人の者に対しても提起できる。」

D.48.5.40 (39).7, Papinian 15 resp: Incesti commune crimen adversus duos simul intentari potest. 「incestum に関する共犯の罪は、一人に対して同時に問われる。」

incestum は、要件としては adulterium の重なり合つてはこゝまでない。しかし、明確に adulterium の区別される点があつた。例えば、adulterium の場合は、告発に関して、当事者の一方がまず有罪となつてはじめて、他方の告発が可能となつたのに対し、incestum の場合には、一人を同時に告発することができた点である。たしかにそうした取扱い上の違いはあるがしかし、incestum は、ユリウス法上の adulterium または stuprum のこずれかの要件を充足していたと思われる。姦通处罚に関する註解を収めた『学説彙纂』第四八卷第五章において

て、法学者の関心が incestum にめ回されたことのせ、そつした理由からであると考えられる。そして、incestum の事案も、adulterium に関する査問所 (quaestio de adulteris など) cognition) によって管轄されたと思われる。⁽²⁹⁾ 時効に關して、adulterium の場合は五年間であったが、adulterium を伴う incestum の場合には、五年の時効が認められな
こころ違ひがあつた。⁽³⁰⁾

D.48.5.40 (39).5, Papinian 15 resp.: Praescriptione quinque annorum crimen incesti coniunctum adulterio non excluditur. 「五年の時効による adulterium と混るこのた incestum の罪は免れな」²⁰

共和政期には、キケロの法廷弁論、例えば『ロ弁護』にゆづかがえるように、奴隸の拷問が認められたのは、主人の incestum について告発があつた場合に限られてくる。⁽³¹⁾

Cicero, *pro Milone* 22.59: De servis nulla lege quaestio est in dominum nisi de incestu. 「奴隸に關しても… incestum 不倫行為に關係する場合をのぞけば、主人に不利益となるような拷問はいかなる法律によつても認められてこない。」

ユリウス法では、主人の adulterium について奴隸の拷問が許されたが、これも incestum に關わる場合に限られる。⁽³²⁾ incestum に關する adulterium は当事者の一方の死後も提訴することができた。⁽³³⁾

incestum は当然ながら通婚能力 conubium と関連しておる、incestum に関する法学者の議論の多くは、『学説彙纂』

第二三卷第二章婚姻の儀式についての章において、incestumを回避する文脈で記されている。四親等より近い近親者間の婚姻は禁じられる。換言すると、いとこ同士の婚姻は許されることになる。³⁴⁾

三親等内の血族については、四九年の元老院議決は、クラウディウス帝「在位四一—五四年」とその兄ゲルマニクスの娘アグリッピナとの婚姻を成立させるために、父系の伯叔父とその姪との婚姻を認めた。³⁵⁾スエトニウスは、彼の例に倣つたのはただ一人のおべつか使い、解放自由人の第三列歩兵隊長だけであったと伝えている。

ところで、不法と合法とのこの微妙な境界線を越えるようなことがどのくらいの頻度で起こつたのであろうか。姉妹の娘と結婚した男に対する告発についてのパピニアヌスの註解を見てみると、そのような事態が起ころる場合、ローマ皇帝による裁可を得ることが求められたようである。³⁶⁾裁可が得られればかかる結婚は許されたということである。しかしこのような緩和措置は三四二年にコンスタンティヌス一世「在位三三七—三六一年」によつて撤廃された。³⁷⁾その後、ゼノ帝「在位四七一—四七五年」は、はつきりとあらゆる姪との結婚の禁止するに至る。³⁸⁾

姻族関係も、通常血族関係と同様の親等関係が考慮されている。ポンポニウス法文やユスティニアヌス『法学提要』では、男は繼娘や彼女の娘と結婚できず、実際義理の娘「嫁」とも義理の母「姑」とも結婚できないとされる。³⁹⁾このルールは、アグナティオ家族——血縁関係がない場合もありうる——とコグナティオ家族という二つの家族関係の混在によつて複雑なものとなつたと考えられよう。養子は、養子縁組の解消後も、繼母にあたる養父の妻と結婚できず、同様に、養父も、もとの養女と結婚できないとされる。⁴⁰⁾卑属・尊属関係にあつた者同士の結婚は、つねにincestumにあたる、とされる。⁴¹⁾グレーゼーンは、離婚女が再婚相手の夫との間に儲けた娘と、前夫は結婚することができるか、という問題である。この場合血縁関係も直系でもないが、そのような結婚は、とくにユリアヌスによつ

て、道徳的理由から、暗黙のうちに慎むべきとされたと、ウルピアヌスは伝える。⁽⁴⁴⁾これらの直系関係にあたる場合はincestumの疑いがあるが、しかし傍系の関係にすぎない場合、実際の血縁関係だけが考慮される。例えば、家長権免除された者が養女であつた姉妹と結婚しても、その姉妹との間でアグナティオ関係が解消されていれば、不法ではない、とされた。⁽⁴⁵⁾

三・勅法の中の incestum

帝政後期においては、おそらくキリスト教の影響下にあつて、亡妻の姉妹との結婚や、兄弟の寡婦との結婚は禁じられており、いとこ同士の結婚も、皇帝の許可がない限り禁じられていた。⁽⁴⁶⁾

incestumは、婚姻だけでなく、内縁関係その他の同様の関係にも拡張されたであろう。⁽⁴⁷⁾ incestumの罪は性行為の既遂がない限り成立しないとされる。⁽⁴⁸⁾

親や、兄弟などの一親等、二親等以内の親族関係の incestumには弁解は認められなかつた。事実の認識は通常ありえたであろうから、この場合には法の不知という余地はなかつた。女性側が義理の娘、嫁、繼女、養女や繼母、養母、姑であった場合、女性は男性と同様に罰せられた。adulteriumとは無関係に incestumとみなされる。⁽⁴⁹⁾

母親が実の息子に人倫に反する愛情を抱いていると疑われ、その結果息子を自殺に追いやつた場合、下の息子を守るために、彼女は一〇年間追放されたという一つの事例が伝えられている。⁽⁵⁰⁾女性は通常自然法（万民法）によつて禁止されている関係だけが incestumとされ、もしその関係が市民法によつてのみ禁止されていた場合、彼女は告発を免れることができたと考えられる。法の不知は直ちに男性に適用されなかつたが、年齢は、性別と同様に抗弁となると

された。しかし姦通の場合は、これと異なり、年齢は抗弁とならなかつた。⁽⁵³⁾男が錯誤により（合法とされている兄弟の娘ではなく）姉妹の娘と結婚した場合、淫行に及ばなければ、ありうることとして許されたようと思われる。⁽⁵⁴⁾こうしたことは、結婚が行われたという事実が、両当事者の錯誤にもかかわらず名誉ある意思を示しているので、incestum であつても、結婚に至つた場合は、姦通より重大ではなく、もし彼らがそれ以上の性的な関係を止め、離婚したら、罪はないという有力な見解によつて支持された。⁽⁵⁵⁾マルクス・アウレリウスとルキウス・ウェルスはこの点についての勅令を出し、ディオクレティアヌス帝とマクシミアヌス帝もまた同様の法を制定した。⁽⁵⁶⁾

その一方、帝政後期の勅法では、男女が近親関係にある」とを申し立てて adulterium（おそらく stuprum 淫行も）の告発を免れながら、その後結婚した場合、以前の告発を証明したものと看做され、有罪として罰せられるべきものとされた。⁽⁵⁷⁾

incestum に対する制裁は、通常死刑であつたが、文字通りのことであれば、追放刑ないし島地への流刑⁽⁵⁸⁾という形になる」ともあつた。しかしどくに女性に対して、⁽⁶¹⁾恩赦が認められる場合以外にも、時に緩和されることもあつた。もとより incestum は、合法婚姻ではなく、無効であつた。⁽⁶²⁾これが incestum における「妻」が姦通を犯した時、彼女の「夫」が夫としてではなく、第三者の権利によつてしか告発することが出来なかつた理由である。⁽⁶³⁾

例えば、後見人と被後見人との結婚など、他のいくつかの禁止された結婚は、刑法犯罪として扱われたように思われる。⁽⁶⁴⁾法学者の解釈は軍人や属州役人と属州の女性との結婚、元老院階級の者と被解放自由人ないし卑層身分者との結婚は、ユリウス・パピリウス法の下で禁止された結婚に分類されたが、それ以外の結婚は、少なくとも元首政の時代には刑法犯罪とされなかつた。他の生来自由人は被解放自由人の女性と結婚することができたが、演芸に従事する

者又はその父母がこれに従事する者など、卑層身分の女性とはできなかつた。⁽⁶⁶⁾

帝政後期では、解放自由民と女主人や、男主人の（死別または離婚した）妻や娘との間の結婚は犯罪になつた。⁽⁶⁷⁾ キリスト教徒とユダヤ教徒との結婚もまた禁止されていた。⁽⁶⁸⁾ 異教徒との結婚は禁じられていた訳ではなかつたので、おそらく宗教というより慣習の理由から禁じられていたとも考えられよう。またローマ人（⁽⁶⁹⁾では属州民のことである）と異民族との結婚も禁止され、この場合違反者は死刑になつた。⁽⁷⁰⁾ 姦通者同士の結婚もまた無効とされ、罰せられる。これについては、adulterium 自体の検討の際にさらに詳しく考察するにしたい。しかしながらこれがあてはまるのは、女性の方が姦通行爲自体で有罪になつた場合限られた。⁽⁷¹⁾

古典法上禁じられた結婚——曖昧性の残る問題であるが——に対する罰は、まさに婚姻が無効となつたのではなく、ことが露見したときにも、あたかも本人たちが結婚していなかつたとされ、婚姻身分についてのユリウス法とパピウス・ポッパエウス法の範囲で、罰則に留まつた。キリスト教帝国たる帝政末期になると、他の犯罪と同じように、みせしめの罰で威嚇されることとなつた。⁽⁷²⁾

四・小結

本稿は、以上のように、バハオーフェン『母権制』のオウェイディウス『変身物語』に見られるインセスト・タブーの問題から出発して、古代ローマにおけるincestum の観念の変化をたどつてきた。本稿では、この問題と関係の深い、アウグストゥス帝による姦通处罚法に関する議論⁽⁷³⁾ができたことである。ローマ法学者による註解文獻における adulterium と stuprum という語をめぐる議論⁽⁷⁴⁾、incestum と関連する、stuprum と adulteriumとの関係、

また両者の違いなど、あるいは後の法学者たちがこれらの語に用語上の区別を設けている事態があらためて注目されなければならない。⁽⁷³⁾ 遅くとも三世紀初頭には、法学者たちは adulterium と stuprum とを明確に区別することを主張しているように見える。本村氏のように「この間に何らかの事態の変化、あるいはそれに伴う考え方なり感じ方の変容があつたことに気がかかるをえない」のか、このような事態が生じる背景に、ローマ社会における「家」あるいは「家族」のあり方の変質が想定できるのか、キリスト教の影響など問題は多く残されている。⁽⁷⁴⁾ 次稿では、冒頭に掲げた問題を含めて、アウグストゥスによる姦通处罚法に関するローマ法学者の議論の分析を試みたいと考える。

- (1) Bachofen, *Das Mutterrecht, in Bachofens Gesammelte Werke II, III*, Basel (Bemmo Schwabe & Co) 1948. 吉原達也・平田公夫・春山清純訳『母権制』上・下巻、白水社・一九九二―一九三一年。吉原訳『母権制序説』筑摩書房・一九〇〇年。
- (2) バハオーフェンにおける法の觀念について、吉原達也「バハオーフェン『母権制』における法の諸相」『広島法学』第三十九巻二号（一九〇〇五年）、一四五頁を参照。
- (3) 吉原他訳『母権制』上巻・七七頁以下。
- (4) 同書九四頁以下。
- (5) 同書一〇〇頁以下。
- (6) 同書一〇一頁。
- (7) 弓削達『素顔のローマ人』生活の世界歴史4・河出書房新社・一九七五年、とくに一三二頁以下。
- (8) 本村凌一「ローマ帝国における『性』と家族」弓削達・伊藤貞夫編『ギリシアとローマ――古典古代の比較史的考察』河出書房新社・一九八八年、一七五一三〇〇頁。これは以下に収録されている。『ローマ人の愛と性』講談社現代新書、一九九九年、改題『愛欲のローマ史――変貌する社会の底流』講談社学術文庫、一九一四年。

(9) 金良賢「アウグストゥスの姦通法における殺害権の性格とその法の立法目的」『地中海研究室紀要』1号（1999年）、「七一一」頁。藤野奈津子「アウグストゥスの支配と家—Lex Iulia de adulteriisにおける殺害権の考察をてがかりとして—」『早稲田法学会誌』第四九卷（1999年）、「六九一一」頁、「アウグストゥスの社会政策—Lex Iulia de adulteriisにおける告発権の検討を通じた一考察—」（1）『早稲田法学会誌』第七五卷（1999年）、「一〇一四八」頁、（1）第七六卷（1999年）、「五七五」頁。吉原達也訳「ヌステイニアヌス帝『学説彙纂』第四十八卷第五章姦通处罚に關するコリウス法註解」『広島法学』第一五卷第二号（1999年）、「五一四」頁所収。

(10) 吉原達也訳「ヌステイニアヌス帝『学説彙纂』第四十八卷第五章姦通处罚に關するコリウス法註解」『広島法学』第一五卷第二号（1999年）、「五一四」頁所収。

(11) 亜エダ Plut. *Marc.* 2; Val. Max. 6.1.7-8 & 11; Liv. 25.2.9; cf. Gellius, NA 4.14.3; Bauman (1974).

(12) Lotmar, P., Lex Iulia de adulteriis und incestum, *Mélanges P. F. Girard*, Paris 1912, 119-43. Guarino, A., Studi sull'incestum, ZSS 63 (1943), Rom. Abt., 175-267. Manfredini A.D., La donna incestuosa, *Annali dell'Università di Ferrara. Scienze Giuridiche*, ns. 1 (1987), 11-28.; Tregiari, S., *Roman Marriage*, Oxford 1991, 37-9. Robinson, O. F., *The Criminal Law of Ancient Rome*, Baltimore: John Hopkins, 1996.

(13) *A Latin Dictionary* edited by Charlton T. Lewis and Charles Short, 1879; *Oxford Latin dictionary*, edited by P. G. W. Glare, 2nd ed, Oxford (Oxford University Press) 2012.

(14) 女性名語形ムコトー incesta, ae 「(既婚者の) 愛人、情人、情婦、姦婦」: hunc (adamanta) dedit olim barbarus incestae 「かの夷の男〔アゲリッパ〕が近親相姦の女〔妹〕にれ (ダイヤ) を取った」 Juv. 6, 158. 語彙: incesté (incasté, Sen. *Contr.* 2, 13). A. 一般的に。不淨に、みだらに、罪深く。Lucr. 1, 98: facere sacrificium Diana, 「ぬるべ不淨の神供ひヤアナ女神に犠牲を捧げよへんのか。」 Liv. 1, 45, 6. B. ルーヴン 不貞。ideo aquam adduxi, ut ea tu inceste uterere? 「私が水道をわこたのば、おあが不謹慎な飲食のあとで水を使つためだつたか。」 Cic. *Cael.* 14, 34: libidinatum 「不義痴通」 「母子相姦の情欲」 Suet. *Ner.* 28: agit incestius res suas 「〔ヌムナルセ〕不貞にやが思ふを遂げた。」 Arn. 5, 170. キムラ

関連語として、同じく不貞、インセストを意味する incestus (主にキケロによれば) の用例がある、quaestio de incestu 不倫行為に関する訊問、Cic. *Mil.* 22, 59; id. *Brut.* 32, 122; 124; id. *N.D.* 3, 30, 74 「ピュラカエウスの訴えによる審理されたインセストの罪」; Liv. 4, 44.; Val. Max. 6, 3, 7.

(15) incestum もこの観念がこかに形成されてもやむを得ないとして、RE 9-2 (incestum) を参照。差し当たり、Latte, Kurt, *Römische Religionsgeschichte*, München 1960, 47sq., もり 149. OLD² の説明によれば、形容詞形 incestus は、「一般に 純潔な、貞潔な、敬虔な、信心深い、神聖な、高潔な、清廉ななどを表す castus も既定辞の in からなる」とされる。Latte によれば、本来的にはいへした一般的に宗教的な不淨が觀念されたと考えられるが、のち、性的なタブーに限局され、よりわけウエスタ巫女の違背行為さらにインセストなど近親相姦という觀念が生まれて来た、とされる。

(16) ウエスタ巫女の貞潔喪失がインセスト incestum に数えられた。共和政末にて Asconius, *toga cand.* 91 (Stangl 70) 及び in Milon, 46 (Stangl 40) を参照。Marshall, Bruce A., *A Historical Commentary on Asconius*, University of Missouri Press 1985, 309-11. 前者は、前七二一年の事件として述べられる。キケロの最初の妻テレハトニアの姉妹にあたるによれば、ウエスタ巫女ファユニア、キケロの仇敵カティナムの関係が問題として取り上げられる。ファユニアは結果的には無罪となるだとい伝わる。R. G. Lewis, *Catilina and the Vestal*, *The Classical Quarterly*, New Series, Vol. 51, No. 1 (2001), 141-149. Cornell, T., Some observations on the crimen incesti, *Le Délit religieux dans la cité antique: table ronde*: Rome, 6-7 avril 1978 (Collection de l'École française de Rome, 48) 1981, 27-37. 神官による故意の宗教的犯罪の他の事例は、王政時代の M. アティリウス Attilius の事件だけであつたと指摘してこられるのは興味深く、アティリウスは、親殺しの如く、袋詰めで海に投げ込まれた——DH 4.62.4; Val. Max. 1.1.13. 「M. アティリウスは買収されてサビニ人ペトロリウスに自分の書庫にあつたローマの秘儀に関する書を写せた。タルクィニウス王は彼を袋に詰めて海に投げ入れよう命じた。これははるかのちに法によつて親殺しのための刑罰の罰であるが、これは親と神に対する侵害行為は等しい罰をもつて償われるにあたつするからである。」

(17) もしくは Mommsen *Römisches Staatsrecht* II, Leipzig 1877, 54sq.; *Römisches Strafrecht*, Leipzig 1899, 18f. Marquardt,

Römische Rechtsstaatsverwaltung III, 2. Aufl., besorgt von G. Wissowa, Leipzig 1885, 315, 341.

(18) Jordán, H., *Tempel der Vesta und das Haus der Vestalinnen*, Berlin (Weidmann) 1886.; Dragendorff, *Rheinische Museum*, 51, 281-302; und Brassloff, *Zeitschrift für Vergleichende Rechtswissenschaft*, 22, 140sq: リボ表されね。この項について White, Ed. L., *The Vestal Virgins of Ancient Rome, Classical Weekly*, Vol. 12, No. 20, 153-155. を参照。

(19) Cf. Rossbach, A., *Untersuchungen über die römische Ehe*, C. Macken 1853; repr., Keip 2002.

(20) Plut. *quaest. Rom.* 6. 「なやローマは近親にキスをすむのか。……われも互に結婚を禁じられている近親同士では愛情を表すのいやこよこせばめだかうか。今やも伯叔母や姉妹と結婚してはなんのなまへに、昔は血族結婚はしなかつたが、大分後従兄妹同士は構わなくなつたのは、ある貧乏で堅気でみんなに好かれていた男が後嗣に残された従妹と結婚したために遺産目当でこゝへ罪に問われたが、事情が判明し無罪と決めてからだふこゝへ詰わあぬ」。河野與一訳『プルターク『倫理論集』の話』岩波書店・一九六四年、101頁以降を参照。Polyb. VI 11a, 4. 「女は自分や夫の親族に対し、こゝの子にいたるおもに全員に口づけをしなければならぬ」。

(21) Mommsen, Th., *Anecdota Livianum, Hermes* IV (1870) 372= Scholium in codicem Parisiensem Latinum 3858. Livy, XIV, Loeb Classical Library 404, 1959, 180: P. Cloelius patricius primus adversus veterem morem intra septimum conationis gradum duxit uxorem. Ob hoc M. Rutilius plebeius sponsam sibi praeripi novo exemplo nuptiarum dicens seditionem populi concitavit, adeo ut patres territi in Capitolium perfugerent. 「ペニキだぬ・クロロカスは初めて古くからの慣習に抗して七親等の親族の者を妻として娶つた。このいふこと、アレップスたるM・ルティリウスは、自分の婚約者が先例のない結婚によつて奪われたと主張し、国民の反乱くふかや立つので、父祖たれを恐れてカピトリウム丘くも退去した。」但しこの事件の詳細は不明。

(22) Cic. *pro Cluentio* 5.6. クルエンティウスの母サッシアは、娘の夫である若者メリヌスへの愛欲にといわれた。娘はこの夫を離婚、「鳥山を述べる者も婚姻を許可する者むなく、あらゆる人々のあらゆる不吉な予感の中で、姑が娘の夫と結婚したのである」。上村健一訳『キケロー選集』第1巻・岩波書店・1100年、九六頁以降を参照。

(23) D.48.5, 8, 40, 7, 18, 4, 5.

(24) D.23.2.39.1, Paul 6 ad Plaut.: Si quis ex his, quas moribus prohibemur uxores ducere, duxerit, incestum dicitur committere. 「夫のある者が、習俗により妻に娶る事が禁ぜられてゐる〔たちの中〕から、妻を娶った場合には、インセスを犯す」京都大学西洋法史研究会誌『法学論叢』第4巻第4回を参照せよ」としただ。

(25) D.23.2.14.2, Paul 35 ad ed.: Serviles quoque cognationes in hoc iure observandae sunt. 「奴隸の血族関係もまた本法において遵守されるべきである」及る非嫡出的な閼送にて。 Inst.1.10.10: Illud certum est serviles quoque cognationes impedimento esse nuptiis, si forte pater et filia aut frater et soror manumissi fuerint. 「奴隸間の血族関係も、あだむし例えれば父及びその女親又は兄弟及び姉妹が解放せられたるかぎり、婚姻の障碍たるぐれぬ確實なり」と。 D.23.2.8, Pomponius 5 ad Sab.: Libertinus libertinam matrem aut sororem uxorem ducere non potest, quia hoc ius moribus, non legibus introductum est. 「解放自由人は自己の解放自由人たる母、姉妹を妻に迎えられない。蓋しの法は法律によるものに習俗によるものにて moribus, non legibus 導入されたからである。」

(26) Coll.6.4.1-8. 「ティオクレティアヌス及びマクハーナヌス両帝の勅法は道徳教化的な術語で表現されてしまふ。一定の日数以内に別れたカップルには恩赦が与えられた。 Coll. 6.7.1-9 もヤーゼ律法的である。

(27) Robinson (n. 12), 55; Guareschi, A., Le note di Marciano ai de adulteriis libri duo di Papiniano, *Index* 21 (1993), 453-488. さやかの説を提唱する。

(28) D.48.5.8 (7.1), in 2 de adulteriis Papiniani によれば、ペリウスヌスせいへ記す : Incesti commune crimen adversus duos simul intentari protest. 「近親相姦にてこの共同告訴は同時に二人の者に対しても提起され、ム」 D.48.5.40 (39). 7, Papinian 15 resp. も同様。以下に見る所へて、姦通の場合、一方がまず有罪とされ、その後はじめて他方が告発されなければならぬ——D.48.5.16 (15).9, Ulpian 2 de adult.; 48.5.18 (17).6, ibid.

(29) Robinson (n. 12), 55; Mommsen (n. 17, 1899), 668 も「詰撲があつたくなつた」ただけ述べてある。

(30) D.48.5.40 (39).5, Papinian 15 *resp.*: Praescriptione quinque annorum crimen incesti coniunctum adulterio non excluditur.
「五年の時効によるて adulterium ふ認ひていた incestum の罪は免れたる。」

(31) 柴田光蔵「ローマ法における殺人訴訟の一考察」『法学論叢』第105卷1号111—1四頁、山沢孝至訳「ローマ法と弁護」『キケロー選集2』岩波書店・11000年、二八八頁を参照。cf. Val. Max. 6.8.1. 弁護家マルクス・アハニウスが incestum の廉で告発された事案について。

(32) D.48.5.40 (39).8, Papinian 15 *resp.*: De servis quaestionem in dominos incesti postulatos ita demum habendam respondi, si per adulterium incestum esse contractum dicatur. 「incestum の廉で告発された主人にてこの奴隸の拷問が認めたればそのが adulterium にて incestum が結ばれたるにわねる場合であら。」 D.48.18.4, Ulpian 3 *disp.*: In incesto, ut Papinianus respondit et est rescriptum, servorum tormenta cessant, quia et lex Iulia cessat de adulteriis. 「incestum にてこのペニスが解説し勅令で定められたものにて、奴隸の拷問は用ひられな。ふこくのせ、ローマ法は adulterium にてこの拷問を用ひないかムドアル。」 cf. D.48.18.17.1, Papinian 16 *resp.*: Sed et in quaestione stupri servi adversus dominum non torquentur. 「しかし stuprum の辯間にあたつて、奴隸は、主人の不利のために拷問されぬゝはな。」 但し、同所前文では、pr. Extrario quoque accusante servos in adulterii quaestione contra dominum interrogari placuit. Quod divus Marcus ac postea maximus princeps iudicantes secuti sunt. 「家外人が adulterium にてこのて告発する場合に、主人の不利のために奴隸が拷問されたのが通説である。」 ふくら、ノリドザ、淫行 stuprum ではなく、姦通 adulterium の告発が必要とされてゐる。

(33) D.48.5.45 (44), Papinian 4 *resp.*: Defuncta quoque socrus gener incesti postulabitur, ut adulter post mortem mulieris. 「女の死後も、姦夫 adulter じんふるいへ、義母が死した後も、婿は incestum の廉で告発されやあら。」

(34) Ulp. *Reg.* 5.6; Coll. 6.2.2, Ulp. *Inst.* 1.10.4 「1人の兄弟あるこは1人の姉妹の子又は1人の兄弟及び1人の姉妹の子は結合せらるべを得。」 親等を計算するたまに、ローマ人は一方当事者から共通の祖先に遡り、よりから他方当事者まで下がつて計算した。ローマの親等計算の方法について、佐藤篤士「親等計算方法の系譜」『講座家族6』弘文堂・一九七四年所収を参照。

(35) G.1.62: Fratris filiam uxorem ducere licet: Idque primum in usum uenit, cum divus Claudius Agrippinam, fratri sui filiam,

uxorem duxisset: Sororis vero filiam uxorem ducere non licet. Et haec ita principalibus constitutionibus significantur. 「兄弟の娘を妻とするのは妨げな。」の慣例は、神皇クラウディウスがその兄の娘アグリッピナを妻としたから始まつた。これに反して、姉妹の娘を妻とするは許されない。やがて、これは諸勅法によつて規定された。」（船田亭一訳『ガイウス法学提要』を参照³⁶） むしろ Ulpian in Coll. 6.2.2 が「やがて」の如きが述べられてゐる。

(36) Suet. Claud. 26. 兄ケルクスの娘アグリッピナとクラウディウスの結婚についての動議に関する。 Tac. Annals 12.5-7; cf. Suet. Dom.22.

(37) Coll. 6.6.1, Papinian de adulteriis; cf. D.48.5.39 (38). 1, Papinian 36 quæst.; 1. Stuprum in sororis filiam si committatur, an adulterii poena sufficiat mari, considerandum est. Occurrit, quod hic duplex admissum est, quia multum interest, errore matrimonium illicite contrahatur an contumacia iuris et sanguinis contumelia concurrant. 「姉妹の娘〔姪〕に対する stuprum が犯される場合、男に adulterium の罰が十分であるか、考察されねばならぬ。」の場合、「重の罪が犯された」と「」が生じたので、違法ではあるが詛つて婚姻が締結されるので、法の拒絶の血の輕侮〔ふこう〕「重の罪」が同時に起つた。「競合する」のふは大きな違ひだからである。」 Diocletian in Coll. 6.4.5.

(38) D.3.2.10, Paul 8 ad ed. ゼノン帝は慣習的に服喪期間中の婚姻の許可を求められたと伝へる。 Dio 68.2 ゼノン帝は、男性が自分の姪との結婚を禁じたと伝へる。 cf. CTh.3.10.1=CJ 5.8.1 (409) ただしいかなる種類の結婚が禁止されたかは不明である。

(39) CTh. 3.12.1 (342). 「何者かがその兄弟または姉妹の娘をその妻とする所とあえてする程にあわせらるゝも、あたは彼がその女の抱擁に入らぬよめざ、死刑の宣告を受けぬよめざ。」伯叔母の甥との婚姻につき、Gai. Ep.1,4,3-4.

(40) CJ.5.8.2 (年代不明、ゼノン帝) 「兄弟または姉妹の娘との婚姻といふ最も不敬な冒瀆は、最も神聖な諸勅法によつて最も重大な刑罰の強制をもつて有責とされたといふであり、現在の神聖な制裁をもつて繰り返して吾人はこれをあらゆる方法によつて禁止する。」 5.5.9 (476-84 ゼノン帝)。

(41) D.23.2.40, Pomponius 4 ex Plautio 「繼娘と同様繼娘の娘をも妻に娶られえない」とアリストーは答えた。」 ; Inst. 1.10.6

& 7. 「姻戚関係の尊敬によつてもまた婚姻を拒絶するにせ必要である。これは嫁又は継女子となつたむかにしへんに解するを要す。ところは、ぬしこまだ嫁であるむか、つまり汝の息子と婚姻したむかは汝は他の理由をもつてその女を娶るゝのがやめなこからである。…外姑及び継母を娶るゝむかまた禁止せられたり。」

(42) アウグストゥス帝は「れをたんに婚約しただけの者の母親にも拡張した——D.23.2.14 pr-1,4, Paul.35 ad ed.

(43) G.1.58, 63 Item amitam et materteram uxorem ducere non licet. Item eam, quae mihi quondam socrus aut nurus aut privigna aut noverca fuit. Ideo autem diximus ‘quondam’, quia, si adhuc constant eae nuptiae, per quas talis adfinitas quaesita est, alia ratione mihi nupta esse non potest, quia neque eadem duobus nupta esse potest neque idem duas uxores habere. 「父方おたは母方の伯叔母を妻むかねりむか詰むれなこ。かつてわたしの義母ぬくへは義女おたは継女ぬくへは継母であつた者を妻むかねりむか詰むれなこ。「かへ」」 ふこへ理由は、かみへな姻族関係を生じた婚姻の存続中は、他の理由にあへて、わたしは「れの者を妻むしやなこ」むにある。なぜない、回一の女子が同時に2人の夫をぬか、おたは回一の男子が同時に2人の妻をぬかむが不可能だかうどある。」(船田訳参照) D.23.2.6, Paul. ad SC *Turpillianum*; Coll.6.3.1-3 (=PS 2.10.3-5). これば、伯叔母と伯叔父、大伯叔母と大伯叔父たむかやむカヴァーあへ——G.1.62; Inst.1.10.1,3 &5.

(44) D.23.2.12.3, Ulpian 26 ad Sab.: 3. Si uxor mea post divortium alii nupserit et filiam suscepit, putat Julianus hanc quidem privignam non esse, verum nuptiis eius abstinentum. 「私の妻が離婚後他の男性と結婚し娘をむけた場合、たしかにこの娘は〔私の〕義理の娘ではなこが、」のむかへな女性との結婚は慎まれなければならなこ、ヒココトヌスは考へる。]; Inst. 1.10.9.「ぬし汝の妻が離婚後他の者より娘を生むかされおつたく汝の継女子ではなこ。おた父の許嫁女は継母にはあたひなこ。しかしかかる婚姻を自い避けぬりむかはみの出当田て適法な行こやあぬ。」

(45) G.1.61: Sane inter fratrem et sororem prohibitae sunt nuptiae, sive eodem patre eademque matre nati fuerint sive alterutro eorum: Sed si qua per adoptionem soror mihi esse coepit, quamdiu quidem constat adoptio, sane inter me et eam nuptiae non possunt consistere; cum vero per emancipationem adoptio dissoluta sit, potero eam uxorem ducere; sed et si ego emancipatus fuero, nihil impedimento erit nuptiis. 「兄弟姉妹が、父母を區ひへやむかの一方だけを區ひへやむかを置くわよ、

相互に婚姻を締結できない」とは明らかであるけれども、或る者が養子縁組によつてわたしの姉妹となつたときは、その養子関係の存続中は、わたしと同人との間に婚姻が成立しない」とは明らかであるけれども、父権免除によつて養子縁組が解消したときば、わたしは同人を妻とすることができる、やむに、わたし自身が父権免除を受けたときにも、何の婚姻故障もないであらう。」Coll. 6.3.2, Paul; Inst. 1.10.2,3 前婚の夫の子供が妻の前婚の子供と結婚するにも許された。—Inst. 1.10.8.

(46) CTh.3.12.2 (355), 4 (415); CJ.5.5.8 (475).

(47) CTh.3.10.1, interp. (409). こゝに回士の結婚について。cf. Ambrose *Ep.* 60 = 58 in CSEL. アンブロシウスは、友人パテルヌスに按して彼の妻す娘の娘との結婚をあぐつて、神の人の法を犯してばないねと説く。

(48) D.23.2.56, Ulpian 3 *disp.*; 25.7.1.3, Ulpian 2 *ad legem Iuliam et Papiam*, 同所で、ウルピアヌスはかかる行為を刑法犯として禁じられてゐる記して云ふが、此士が自分の姉妹の娘を内縁者とするれば、adulterium であつて、incestum ではないと考えられてこゝよりに思われる。D.48.5.12 (11).1, Papinian de adulteriis. 子供たちまた父親の内縁者との結婚を反宗教的として禁じられたが、その罪は淫行 *stuprum* に分類された: CJ.5.4.4. (228).

(49) D.48.18.5, Marcian 2 *inst.*; cf. Cicero *pro Cluentio* 5. クルエントゥスの母サツシアの娘婿メリヌスに対する愛欲について。

(50) D.48.5.39 (38) pr., Papinian 36 *quaest.*: Si adulterium cum incesto committatur, ut puta cum privigna nuru noverca, mulier similiter quoque punietur: id enim remoto etiam adulterio eveniret. 「例へば、養女、嫁、義母を相手とする incestum を伴つた adulterium が犯される場合、女も同様に罰せられる。ふつてのは、adulterium とは関係なく、incestum は起つてゐるからである。

(51) Tac. *Annals* 6.49 「同じ頃、執政官級の家柄の人セクストゥス・ペリウスがだしぬけに見苦しい死に方を択ぶ。窓からまつ逆かまほ身を投じたのである。原因は彼の母に帰せられた。彼女はやつと前に離婚していたが、息子に媚びを売り不倫な情欲に誘い入れ、そこから脱出するには、ゆう死ぬ以外に道がないといつて土壇場まで、息子を追い込んだものと推定された。そのため彼女は元老院に告訴される。議院の膝元にまろび伏せ、このよつた不幸の場合、人が誰しも抱く愁傷や、ふくに弱い

女性の気持ちについて語る。そして匡のもうな痛ましく調子で、これまで苦しみや悲しみを訴える。しかし彼女は都での生活を、十年間禁じられた。その間に年十のせうの息子が滑りやし青春かく、ぬけ出してくるだのむ、考えられたからである。」

(国原吉助訳『年代記』上巻) ; cf. D.48.5.45 Papinian 4 resp. 「婦女の死後も姦夫である」ルヘ、義母が死亡した後も、姫は incestum の廉で生発されたであら。incest 関係は、義理の母と義理の息子の間にむ存在したように思われる。

(53) D.48.5.39 (38).2, Papinian 36 *quaest.*: Quare mulier tunc demum eam poenam, quam mares, sustinebit, cum incestum iure gentium prohibitum admiserit: nam si sola iuris nostri observatio interveniet, mulier ab incesti criminе erit excusata. 「やれゆべ、女が既に匡の罪を取たのせ、万国民にいた incestum を犯した場合に限るだ。ムツハのせ、ムツカネハが法の遵守だけが問題になる場合にせ、女は incestum の罪を説かれてるにないからである。」

(53) D.48.5.39 (38).4: Papinian 36 *quaest.*: Fratres denique imperatores Claudioe crimen incesti propter aetatem remiserunt, sed distrahi coniunctionem illicitam iusserrunt, cum alias adulterii crimen, quod pubertate delinquitur, non excusatetur aetate. Nam et mulieres in iure errantes incesti crimine non teneri supra dictum est, cum in adulterio commisso nullam habere possint excusationem. 「兄弟皇帝がクラウディアの incestum に觸れる罪を年齢のゆゑに許したが、不法な関係が解消されぬよハ金シたが、他の場合に、成熟者が行つた姦通の罪が年齢のゆゑに許されないむせなこ。実際、女が法を説いたときには、上述のムツニ近親相姦の罪にへこて拘束されなかが、姦通が犯された場合にせこかな救済ゆきハレベられなこ。」 7. Incestum autem, quod per illicitam matrimonii coniunctionem admittitur, excusari solet sexu vel aetate vel etiam puniendo correctione, quae bona fide intervenit, utique si error allegetur, et facilius, si nemo reum postulavit. 「ムツハド、不法な婚姻関係にひいて犯された淫行せ、性、年齢、ムツハセ善意に行われた性、年齢の罪を説かれてるだ。ムツカネハも興ちが許されぬのであれば、ムツハセかなる者ゆくの罪を生発しなされば、ムツドあら。」

(54) D.48.5.39 (38).1, Papinian 36 *quaest.* Stuprum in sororis filiam si committatur, an adulterii poena sufficiat mari, considerandum est. Occurrit, quod hic duplex admissum est, quia multum interest, errore matrimonium illicite contrahatur an consumaciam iuris et sanguinis contumelia concurrent. 「姉妹の娘〔姫〕に奸やく stuprum が犯された場合、男は adulterium の

罰が十分であるか、考察されねばならぬ。この場合、一重の罪が犯されたところが生じたので、誤つて婚姻が違法に締結されるのみ、法の拒絶と血の輕侮〔ムコハ〕〔重の罪〕が同時に起るのとは大きな違いだからである。」

- (55) D.48.5.39 (38).3,7pr., Papinian 36 *quaest.*

- (56) D.48.5.39 (38).4-6, Papinian 36 *quaest.*

- (57) Coll.6.5.1, Diocletian.

(58) CTh.9.7.8=CJ 9.9.33 (34) (393). Imperatores Theodosius, Arcadius, Honorius . Si qui adulterii fuerint accusati et obtentu proximitatis intentata depulerint, per commemorationem necessitudinis fidem crimini derogando, dum existimatur non debere credi quod allegatur, non potuisse committi, hi si postmodum in nuptias suas consortiumque convenerint, facinus illud, in quo fuerint accusati, manifesta fide atque indicis evidentibus publicabunt. 1. Unde si qui eiusmodi reperti fuerint, iussimus in eosdem severissime vindicari et veluti convictum facinus confessumque puniri. 「皇帝テオドシウス、アルカディウス及びホノリウスから近衛都督ルフィヌスく。姦通の嫌で告発された者が近親関係を理由に告発に抗弁し、それゆえに犯罪を犯したといふ主張が信じられるべきではない。又はそのような者が犯されようはやもなかつたと主張しながら、その後彼等が結婚する場合、告発されたその犯罪が、あやしいの事実のみによつて、明確にかつ法的証拠によつて証明されたものとみなされるべきである。」「われわれに、そのような者たちに遭遇した場合には、朕はその者たちが、その犯罪で有罪とされ、そのことを告白したかのほかに、厳しく罰せられるよう命じるものである。」(11931年)

- (59) Tac. Annals., 6.19. ルベペニアの資産家セクストウス・マリウスが娘を犯した嫌でタルペイユス崖から突き落された事案。 Dio 58.22; CTh.3.12.1 (342)、兄弟姉妹の娘と関係をもつた場合死刑。CJ.9.9.3 (393).

- (60) D.48.18.5, Marcian 2 *inst.*: Si quis viduam vel alii nuptam cognattam, cum qua nuptias contrahere non potest, corruperit, in insulam deportandus est, quia duplex crimen est et incestum, quia cognatam violavit contra fas, et adulterium vel stuprum adiungit. Denique hoc casu servi in personam domini torquentur. 「人あり自〔己〕の血族にして其の者とは婚姻をなし得ざる寡婦相手に他人の妻を誘拐したる場合、島地への重流刑に処せらるべ。何となればその犯罪は一重たればなり。すなわち血族

の女を法に反して誘拐したるが故に親族相姦たり、而して姦通若しくは私通を不可したるなり。」PS 2.26.15. 「不倫婚の刑罰は、男子に於ては島地への重流刑たり云々。」訳文は、田中周友「ローマ帝政時代に於ける居住制限の刑の觀念」『法学論叢』第四六卷第六号九一頁を参照。

(61) PS.2.26.15 (=Coll.6.3.3) 回所ヤダ adulterium の問題は扱われていてないが、法の錯誤は女性について宥恕され得た。不倫婚に関する NovJ 12 (535) ザ、一般的によつ厳格であるが、女性が故意に法の遵守を怠つた場合にのみ男性と同様に罰せられた。田中秀央・田中周友訳「儒帝新勅法第九号乃至第十三号邦訳」『法学論叢』第二九卷第二号五九頁以下を参照。

(62) G.1.64: Ergo si quis nefarias atque incestas nuptias contraxerit, neque uxorem habere videtur liberos: Itaque hi qui ex eo coitu nascuntur, matrem quidem habere videntur, patrem vero non utique, nec ob id in potestate eius sunt, quales sunt ii, quos mater vulgo concepit: Nam et hi patrem habere non intelleguntur, cum is etiam incertus sit; unde solent spurii filii appellari vel a Graeca voce quasi spor」 dhn concepti nel quasi sine patre filii. 「したがつて、或る者が不浄かつ乱倫の婚姻を締結したるかぎり妻をナムウムだなこふ認められぬ。したがつて、かよつた組合から生まれた子は、母をムツヒは認められるけれども、決して父をムツヒは認められぬ」とがなく、それゆえに、父の権力に服するムツヒはなし。これらの者は母の私生子にひふつこ地位にある。なぜなら、私生子もまたその父が不確定なので、父をムツヒは認められなこからである。したがつて、これらの者はスプリイと呼ばれるいふをつねとする。この語はギリシア語に「わゆるスピラゲン」(みだりに) 懐胎された者またはシネ・バトーン(父のなこ) ナルコウ語から出たものであら。」 Coll. 6.2.4, Ulpian; Inst. 1.10.12.

(63) D.48.5.14 (13).4, Ulpian 2 de adult.; 論理的に告発は adulterium ルコハモツムヌコハ stuprum リヒコトヤアッタカ。 Sed et si ea sit mulier, cum qua incestum commissum est, vel ea, quae, quamvis uxoris animo haberetur, uxor tamen esse non potest, dicendum est iure mariti accusare eam non posse, iure extranei posse. 「妻が近親相姦 incestum の相手方であつたり、妻の心地の心地の心地があのへる」 [何とかの障碍にモヘ] 妻たりぬなこ場合、夫の権利によつて彼女を告発するムツヒであるなこが、家外人の権利よれば可能であるムツヒわれるダキである。」

(64) D.23.2.66, Paul 2 sent. 後見人は被後見人の身分に応じて罰せられた: pr. Non est matrimonium, si tutor vel curator

pupillam suam intra vicesimum et sextum annum non despontam a patre nec testamento destinatam ducat uxorem vel eam filio suo iungat: quo facto uterque infamatur et pro dignitate pupillae extra ordinem coercetur. Nec interest, filius sui iuris an in patriis potestate sit. 「後見人または保佐人が、父によつて婚約せられておらず遺嘱において指定されていない」¹⁶六歳未満の被後見女を妻に娶るかむしくは彼女をその息子に娶せたときには、何ら婚姻は存在しない。それをなした場合には、両者は破廉恥を宣生やれ、かつ被後見女の権威に応つてふくに厳しく罰せられ。息子が自権者であるか家長権に服してくるかは問うまい。」¹⁷D.48.5.7, Marcian 10 *inst.* 被後見人と結婚した後見人は元老院議決のむと、父親がかかる結婚を欲しない證明した場合、姦通による扣癋やられたる形¹⁸。D.25.2.17pr, Ulpian 30 (34?) *ad ed.*; CJ.5.6 *passim*.

- (65) D.23.2.63, Papinian 1 *definitonum*, Praefectus cohortis vel equitum aut tribunus contra interdictum eius provinciae duxit uxorem, in qua officium gerebat: matrimonium non erit: quae species pupillae comparanda est, cum ratio potentatus nuptias prohibuerit. Sed an huic quoque si virgo nupsit, non sit auferendum quod testamento relictum est, deliberari potest: exemplo tamen pupillae nuptiae tutori, quod relictum est protest mulier consequi. Pecuniam tamen in dotem datam mulieris herediti restitui necesse est. 「歩兵隊または騎兵隊の長官、あることはあたトーリブヌスが特示命令に反して、彼が職務を司つたといふの屬州の女を娶つた。その婚姻は成立しないであつた。」¹⁹この種のものは、権力関係が婚姻を禁じたりにつけ、被後見女の場合と比較考慮されねばならない。しかし未婚女がかかる男と婚姻した場合にむ、遺嘱によつて遺されたものが取り上げられねばならないのだらうか、ふこへりふについて熟考されるべきである。しかしながら後見人と婚姻した被後見女の例によつて、妻は遺されたものを得る。それにもかかわらず、嫁資として贈与された特有財産がその女の相続人に返還されるのは当然である。²⁰ D.23.2.38, Paul 2 *sent.*
- (66) D.23.2.42.1, Modestinus *de ritu nupt.*; D.23.2.44, Paul 1 *ad l. Iuliam et Papiam*; Ulp. *Reg.* 13.1-2.
- (67) PS.2.19.9; CTh.9.9.1=CJ.9.11.1 (326/9) ざ、自身の奴隸との——秘密裏の——性的関係をもつた婦人を厳格に取り扱つた。元首政期のクラウド・セウス元老院議決 SC Claudianum は性的道徳よりも子供たちの財産権に關わつてゐる。D.16.3.27, Paul 7 resp. における解放自由人たちの女性の奴隸の同棲の冷静な受容を比較せよ。

(68) CTh.9.7.5=3.7.2=CJ.1.9.6 (388). ハの種の所謂結婚は姦淫と同じと考えられるべきである。「朕茲に制して基督教徒たる婦女が婚姻によつてユダヤ人を夫となす」ことを禁じ又は基督教徒たる男子のユダヤ教の婦女と婚姻して之を妻となすことを禁ず。ハの禁制に違反して婚姻したるものは之を姦通罪の犯人として处罚すべきものとす。故に何人と雖もこの重大犯罪を告発すべしわのムす。」テオドシウス「世第」年。佐伯好郎訳「欽定勅法彙纂邦訳十七」『法律論叢』第一八巻四号一一五頁を参照。

(69) CTh.3.14.1 (368/73).

(70) D.48.5.30.1, Ulpian 4 *de adulteriis*: Quod ait lex, adulterii damnatum si quis duxerit uxorem, ea lege teneri, an et ad stuprum referatur, videamus: quod magis est. Certe si ob aliam causam ea lege sit condemnata, impune uxor ducetur. 「姦通の廉で有罪とされた者を妻とした場合、法律に基づいて〔売春斡旋 lenocinium の〕罰を科される」と当該法律が述べたといへば、stuprum ハもあたはあるかわれわれは考えてみよべ。通説によれば、姦通以外の事件で有罪とされた者を妻としても罰を受けなこのは確かだといへる。」

(71) D.23.2.48.1, Ter. Clemens 8 *ad l. Iuliam et Papiam* は禁じられた結婚を特権の剥奪以外は成立してこぬと看做していふ。Ulp. *Reg.* 16.2 は「かかる結婚をアウグストゥスの立法の反独身条項の軽減とは看做していない」と語る。

(72) 本村・前掲・一七八頁以下。

(73) adulterium ハ stuprum について、前者を「姦通」(夫のある女性がほかの男性と関係するム)、後者を「淫行」(みだらな関係) ハム訳せば「理解しやす」ハされる、本村前掲・一七八頁参照。

(74) 本村・前掲一八一頁。

*本稿は、二〇一三年度～二〇一六年度基盤研究(C)「ローマ法におけるレグラエの研究」研究課題番号25380013の研究成果の一部である。ハの場を借りて御礼申し上げる。